

ハローワークもりおか

懇切

公正

迅速



令和8年2月

No.629

岩手県特定(産業別)最低賃金が改正されました

最低賃金には、岩手県内全ての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「岩手県特定(産業別)最低賃金」があります。下記の4産業について、岩手県特定(産業別)最低賃金が改正発効され、下記の発効日から新しい最低賃金額が適用されます。

◇鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

時間額 1,072円

発効日 令和8年1月15日

◇光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

時間額 1,052円

発効日 令和8年2月1日

◇電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 1,039円

発効日 令和8年1月15日

◇自動車小売業

時間額 1,068円

発効日 令和8年1月15日

*「百貨店、総合スーパー」、「各種商品小売業」については、現在の岩手県最低賃金1,031円が適用されます。

*次の労働者については、特定(産業別)最低賃金の適用から除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(4) ◇「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」において、

・手作業による包装、袋詰め又はパリ取り若しくは検品の業務に主として従事する者

◇「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」において、

・手作業による包装又は袋詰めの業務に主として従事する者

・手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はパリ取りの業務に主として従事する者

岩手県最低賃金 時間額 1,031円 令和7年12月1日発効

◎すべての使用者は、雇用する労働者（パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

◎最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含みません。

【お問合せ先】 岩手労働局 労働基準部 賃金室 TEL 019-604-3008

- もくじ
- 岩手県特定(産業別)最低賃金が改正されました 1
 - 「キャリアアップ助成金」を活用して従業員を正社員転換しませんか? 2・3
 - 令和8年度 大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動について 4
 - 最近の求人求職のうごき 4

事業主のみなさまへ

「キャリアアップ助成金」を活用して 従業員を正社員転換しませんか？

■ キャリアアップ助成金の「正社員化コース」とは？

有期雇用労働者等※を正規雇用労働者に正社員転換した場合に、事業主に対して助成を行う制度です。

※有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。



▲キャリアアップ助成金について

■ 助成金の金額 正社員化コースの1人当たりの助成額は以下のとおりです。

対象者・企業規模		正社員化前雇用形態	有期雇用労働者	無期雇用労働者
重点支援 対象者 (※)	中小企業	80万円 (40万円×2期)	40万円 (20万円×2期)	
	大企業	60万円 (30万円×2期)	30万円 (15万円×2期)	
上記以外	中小企業	40万円 (40万円×1期)	20万円 (20万円×1期)	
	大企業	30万円 (30万円×1期)	15万円 (15万円×1期)	

※ 重点支援対象者とは、a～cのいずれかに該当する者

a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者

b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者

①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が合計1年以下

②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない

c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者

※ 雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします

※ 新規学卒者で雇い入れから一定期間経過していない者については支給対象外です

年間約10万人
が正社員化！



■ 助成金の加算額

正社員化コース1事業所当たりの加算額は以下のとおりです。

※1事業所当たり1回のみ

措置内容	加算額
① 正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合（1事業所当たり1回のみ）	20万円（大企業15万円）
② 多様な正社員制度（※）を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合（1事業所当たり1回のみ） ※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上の制度	40万円（大企業30万円）

■ 助成金の受給条件

助成金の受給には以下の3つの条件を満たす必要があります。

①キャリアアップ計画

正規雇用労働者に転換する前日までに「キャリアアップ計画※」を作成・提出していること。

※キャリアアップ計画は、労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画です。

②制度の規則化

正規雇用労働者に転換する制度を就業規則などに規定していること。

③正社員転換

転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より3%以上増額させていること。

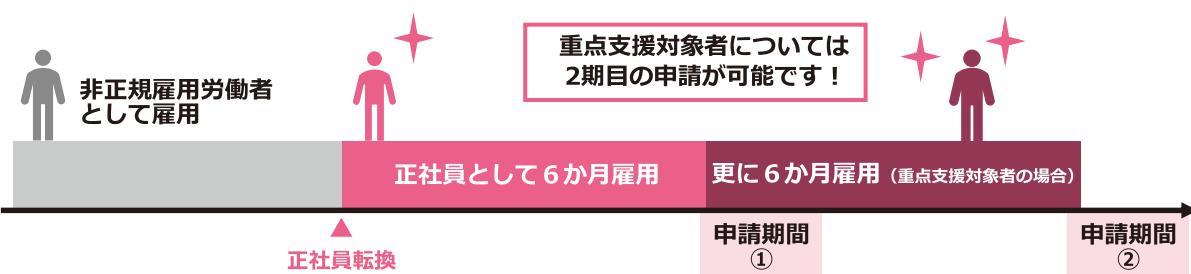
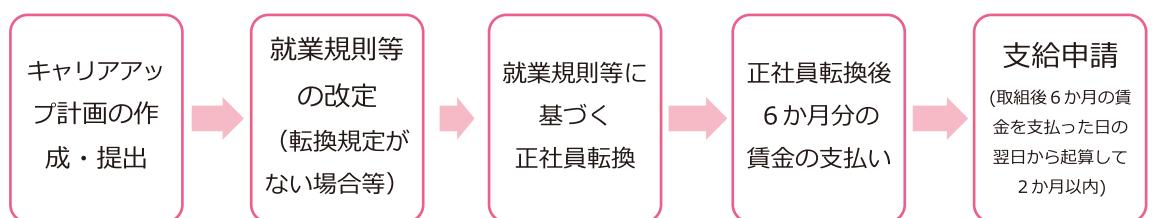
また、キャリアアップ助成金上の正規雇用労働者の定義は以下になります。

正規雇用労働者の定義

同一の事業所内の正規雇用労働者に適用される就業規則が適用されている労働者。ただし、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が転換時点で適用されている者に限る。

※支給対象期間中に実施が予定されている「賞与」「昇給」等が適用されていない場合、正規雇用労働者の要件を満たさず、支給対象とならない場合があります。

■ 正社員転換から受給までの流れ



キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。



ひと、くらし、みらいのため
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

LL071121 No.17

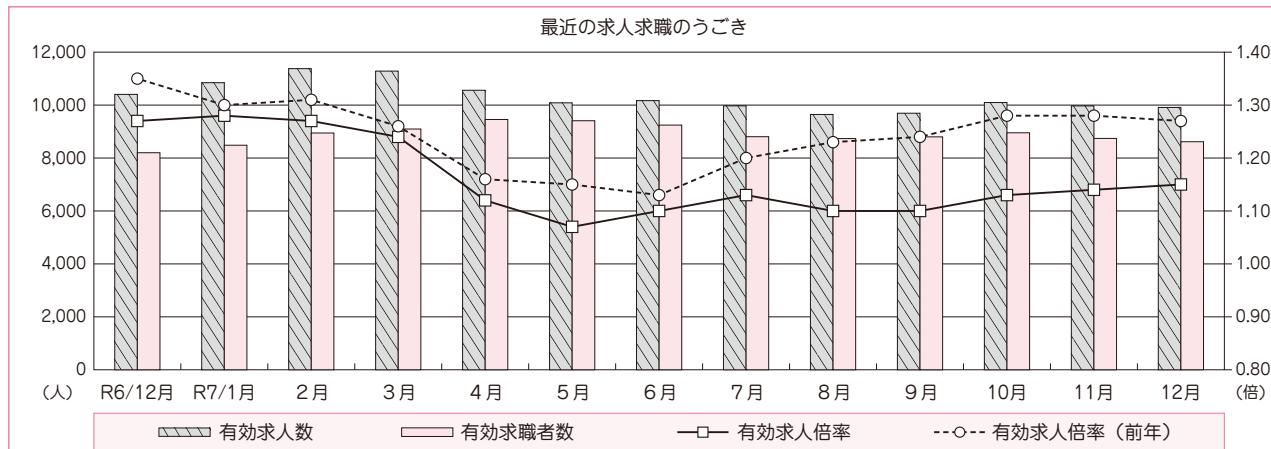
令和8年度 大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動について

大学、短期大学及び高等専門学校の2026(令和8)年度卒業・修了予定者の就職・採用活動については、「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」において、学生が学修時間を確保しながら安心して就職活動に取り組むことができるよう検討を行い、下記の就職・採用活動日程ルールを原則とすることが決定しています。

2026(令和8)年度 卒業・修了予定者の就職・採用活動日程	
広報活動開始	令和8年3月1日以降
採用選考活動開始	令和8年6月1日以降
正式な内定日	令和8年10月1日以降

※その上で、専門活用型インターンシップ（2週間以上）で春休み以降に実施されるものを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行することとする。

最近の求人求職のうごき



	R6/12月	R7/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	前年同月比
新規求人数	3,439	4,360	4,151	3,823	4,017	3,384	3,739	3,615	3,036	3,593	3,959	3,073	3,584	4.2%
有効求人数	10,405	10,846	11,377	11,284	10,560	10,086	10,169	9,971	9,646	9,693	10,097	9,969	9,911	▲4.7%
新規求職者数	1,560	2,137	1,986	2,015	2,704	1,929	1,770	1,746	1,632	1,751	1,820	1,565	1,685	8.0%
有効求職者数	8,200	8,484	8,946	9,096	9,456	9,409	9,245	8,806	8,736	8,800	8,954	8,741	8,616	5.1%
新規求人倍率	2.20	2.04	2.09	1.90	1.49	1.75	2.11	2.07	1.86	2.05	2.18	1.96	2.13	-0.07p
有効求人倍率	1.27	1.28	1.27	1.24	1.12	1.07	1.10	1.13	1.10	1.10	1.13	1.14	1.15	-0.12p
有効求人倍率(前年)	1.35	1.30	1.31	1.26	1.16	1.15	1.13	1.20	1.23	1.24	1.28	1.28	1.27	-

ハローワーク盛岡菜園庁舎

〒202-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル
開庁時間 平日 10:00～18:30
職業相談コーナーのみ 土曜日開庁 10:00～17:00
盛岡新卒応援ハローワーク (1F)
わかもの支援コーナー (1F)
TEL 019-653-8609
職業相談コーナー (2F)
TEL 019-623-4800
マザーズコーナー (2F)
TEL 019-907-0203
35歳からの就職応援コーナー (2F)
(ミドルシニア専門窓口)
TEL 019-908-2060
職業訓練相談コーナー (2F)
TEL 019-606-2256

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号
TEL 019-624-8905

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3
TEL 0195-62-2139

滝沢市地域職業相談室

〒020-0632 滝沢市牧野林1000-1
TEL 019-687-6911



岩手労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-rooudoukyoku/>
厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp>